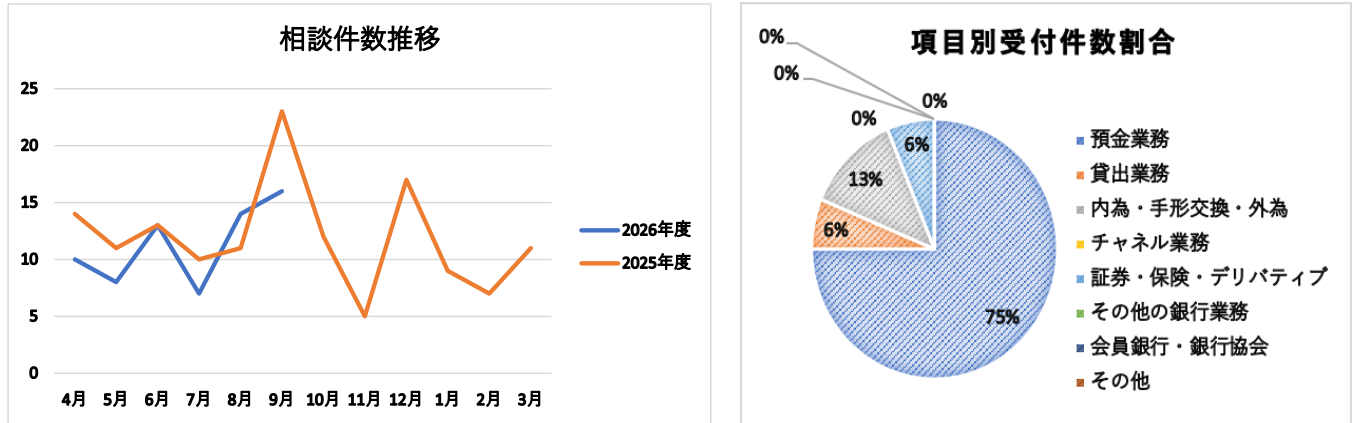


銀行とりひき相談所相談受付状況（2026年9月）

名古屋銀行協会
銀行とりひき相談所

1. 受付件数の状況



□相談件数は、今月は名古屋市の広報誌にとりひき相談所の広告を掲載し、16件と前月よりもわずかに増加した。（前月比+2件、前年同月比▲7件）

□項目別受付件数割合では、「預金業務」が12件と最も多く、「内国為替・手形交換・外国為替業務」が2件などであった。（詳細は別紙「銀行とりひき相談件数集計表」をご覧ください）

2. 相談の主な内容

□預金業務

- ・10年前に亡くなった兄の通帳とキャッシュカードを妹の自分が預かっているが、今般ATMで現金を引き出そうとしたら「使えません」とメッセージが画面に表示された。どうしたらよいか。
- ・20年前に口座開設し、そのままにしていたところ長期無異動口座として解約されていた。その旨の通知をもらっていない。書留で通知すべきではないか。どこに相談すればよいか。
- ・通帳もキャッシュカードも紛失してしまい、口座番号がわからない。どうしたらよいか。
- ・他人が自分の口座からATMで現金を引き出している。誰か確認したいので防犯カメラを見せてほしいと銀行に要請したが断られた。協会から何とかしてもらえないか。
- ・口座に過去10年にわたって入金された150万円が記帳されていない。銀行側が消去したのではないか。協会から調べてもらうことはできるか。

□内国為替業務

- ・ショートメッセージで全国銀行協会より4億円振り込んだとの通知が来たがこれは偽物か。

3. トピックス

◆2027年3月31日をもって電子交換所における手形・小切手の交換が廃止されます。

交換廃止に向け、金融機関によっては手形・小切手の最終振出期限を設定しています。期限の設定を公表している金融機関の多くが、2026年9月30日を最終振出期限に設定しており、当該金融機関においては2026年10月1日以降に振り出された手形・小切手については、原則、当座勘定からの支払ができません。詳しくはお取引金融機関にお問い合わせください。

銀行に関するさまざまなご相談や苦情は
銀行とりひき相談所へご連絡ください。
052-559-6150 または右のQRコードへ



本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合はあらかじめ名古屋銀行協会までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、名古屋銀行協会は、利用者が本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。